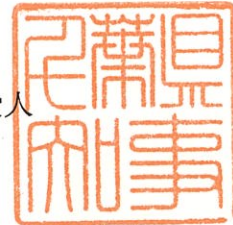


東京都葛飾区新宿六丁目2番1-3613号
株式会社博
代表取締役 鈴木 一晴

令和7年3月21日付けで許可の申請のあった特定再生資源屋外保管業については、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和5年千葉県条例第30号）第8条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和7年9月16日

千葉県知事 熊谷 俊人



記

- 1 許可番号
千葉県スクラップヤード第23号
- 2 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
所在地 千葉県柏市高田字町田981番1の一部、同所975番1の一部、
同所976番の一部
敷地面積（実測） 1,820平方メートル
- 3 保管をする特定再生資源の区分
金属スクラップ、雑品スクラップ
- 4 破碎等の種類
なし
- 5 許可の条件
 - (1) 特定再生資源の保管は、申請時に定めた保管の場所において、申請時に定めた保管の方法並びに特定再生資源の区分を遵守して行うこと。
 - (2) 標準作業書に基づいて、適正に事業を行うこと。
 - (3) 特定再生資源の保管に係る作業は、標準作業書において定めた作業時間を遵守して行うこと。
作業時間内においても、機械、設備等の稼働ができるだけ短時間となるよう計画的に作業を行うこととし、また、著しい騒音又は振動を発生させる作業は行わないこと。

(続く)

(指令書の続き)

(4) 特定再生資源屋外保管事業場で火災等の事故等が発生したときは、現場責任者から千葉県環境生活部ヤード・残土対策課金属スクラップヤード対策班に対し、速やかに状況報告をすること。

また、県から応急措置等の指示があった場合は、適切な措置を講じること。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

日付 令和7年9月24日

会社名 株式会社 博

氏名 代表取締役
鈴木 一晴